

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第74号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2第 1項第 1号ア中「及び条例第15条の 2の 2の均等割額」を「、条例第15条の 2の 2の均等割額及び条例第15条の 7の均等割額」に改め、同号イ中「第11条の 2」を「第11条の 2第 3号」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額に当該世帯に属する同条の18歳以上被保険者の数を乗じて得た額

第14条の 3第 1項に次の 1号を加える。

(3) 当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 5を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額との差額を控除した

額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

第14条の 3第 2項に次の 1号を加える。

(3) 当該年度分の条例第15条の 7の均等割額から次に掲げる額を控除した額に10分の 5を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額との差額を控除した額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

ア 前条第 1項第 1号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 7を乗じて得た額

イ 前条第 1項第 2号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 5を乗じて得た額

ウ 条例第19条の 2第 2項の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 2を乗じて得た額

第14条の 4第 1項第 5号中「第11条の 2」を「第11条の 2第 3号」に改め、同項に次の 3号を加える。

(7) 出産被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の条例第15条の 8第 1項の保険料率を乗じて得た額に12分の 1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

(8) 当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に12分の 1を乗じて得た額に、出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

(9) 当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額に12分の 1を乗じて得た額に、出産被保険者のうち条例第15条の 7に規定する18歳以上被保険者（以下「18歳以上出産被保険者」という。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

第14条の 4第 2項に次の 3号を加える。

(7) 出産被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の条例第15条の 8第 1項の保険料率を乗じて得た額に12分の 1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

(8) 当該年度分の条例第15条の 7の均等割額から次に掲げる額を控除した額に12分の 1を乗じて得た額に、出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

ア 第14条の 2第 1項第 1号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 7を乗じて得た額

イ 第14条の 2第 1項第 2号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 5を乗じて得た額

ウ 条例第19条の 2第 2項の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の均等割額に10分の 2を乗じて得た額

(9) 当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額から次に掲げる額を控除した額に12分の 1を乗じて得た額に、18歳以上出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）

ア 第14条の 2第 1項第 1号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額に10分の 7を乗じて得た額

イ 第14条の 2第 1項第 2号の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額に10分の 5を乗じて得た額

ウ 条例第19条の 2第 2項の要件に該当する場合には、当該年度分の条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額に10分の 2を乗じて得た額

第14条の 4の次に次の 1条を加える。

（暫定賦課）

第14条の 5 条例第16条の市長が定める額は、別に定める場合を除き、当該年度の初日の属する年の 2月の末日における当該年度の前年度分の保険料の額（当該年度の前年度において、条例第11条の 2第 3号の介護納付金賦課被保険者の属する世帯に当該年度の 4月の末日において当該介護納付金賦課被保険者が属する見込みがない場合においては、当該保険料の額から条例第15条の 3の介護納付金賦課額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を控除した額）を12で除して得た額に 2を乗じて得た額（ 100円未満の端数は、切り捨てる。）（当該年度の 4月 1日から 4月30日までの間に一の世帯に属する全ての被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第 1号に掲げる者となる場合には、 0）とする。

2 条例第18条第 2項第 1号の市長が定める額は、別に定める場合を除き、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 4月の納期の納付額 前項の規定により算定した額から次号に掲げる額を控除した額

(2) 5月の納期の納付額 前項の規定により算定した額を 2で除して得た額（ 100円未満の端数は、切り捨てる。）

第19条第 1項の表 1の項右欄中「及び条例第15条の 3の均等割額」を「、条例第15条の 3の均等割額、条例第15条の 7の均等割額（条例第19条の 5の規定の適用がある場合には、その適用後の額とする。）及び条例第15条の 7の18歳以上被保険者均等割額」に改め、同表 2の項右欄中「) 及び」を「) 、」に改め、「介護納付金賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）」の次に「及び条例第15条の 7の所得割額から同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の子ども・子育て支援納付金賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）」を加え、「第 3号及び第 5号」を「第 3号、第 5号及び第 7号」に改め、同表 4の項左欄中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同項右欄を次のように改める。

第 1号に掲げる額と第 2号に掲げる額との差額

(1) 条例附則第28条及び第29条並びにこの条第 1項及び第 5項の規定を

適用しないものとして算定した各納期に納付すべき保険料の額

(2) 条例第18条の 6第 1項、条例附則第28条及び第29条並びにこの条第 1項及び第 5項の規定を適用しないものとして算定した各納期に納付すべき保険料の額から次に掲げる額の合算額を減じた額（当該額のうち条例第11条の 2第 1号の基礎賦課額、同条第 2号の後期高齢者支援金等賦課額、同条第 3号の介護納付金賦課額又は同条第 4号の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。）

ア 当該被保険者に係る均等割額の 100分の50に相当する額（条例第 19条の 2の適用がある場合においては、当該被保険者に係る均等割額に 100分の50を乗じて得た額から、当該被保険者に係る第14条の 2の規定により減額された額を控除した額）（被保険者の資格を取得した日の属する月以後 2年を経過する月までの分に限る。）

イ 当該被保険者に係る所得割額の全部

附則第20条中「令和 8年 3月」を「令和 9年 3月」に改める。

別記様式第24号の 2及び別記様式第24号の 3中

「

前回 (変更前)	医療分							
	支援金分							
	介護分							
今回 (変更後)	医療分							
	支援金分							
	介護分							

」

を

「

前回 (変更前)	医療分							
	支援金分							
	介護分							
	子ども分							
今回 (変更後)	医療分							
	支援金分							
	介護分							
	子ども分							

」

に、

前回 (変更前)	医療分												
	支援金分												
	介護分												
今回 (変更後)	医療分												
	支援金分												
	介護分												

を

前回 (変更前)	医療分												
	支援金分												
	介護分												
	子ども分												
今回 (変更後)	医療分												
	支援金分												
	介護分												
	子ども分												

に、

	医療分													
	支援金分													
	介護分													
	医療分													
	支援金分													
	介護分													
	医療分													
	支援金分													
	介護分													
	医療分													
	支援金分													
	介護分													
	医療分													
	支援金分													
	介護分													

を

